

令和6年

TOKYO交通安全キャンペーン

令和6年12月1日(日)～12月7日(土)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

手をあげて わたる合図を 伝えよう



第12回東京都交通安全ポスターコンクール(令和6年度実施)
佳作 小学校5年 北澤 初音(きたざわ はつね)さんの作品

重点

- ①高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ③二輪車の交通事故防止
- ④自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底
- ⑤飲酒運転の根絶
- ⑥違法駐車対策の推進



東京都／首都交通対策協議会

令和6年TOKYO交通安全キャンペーンにおける 重点は次に掲げる6項目です

重点① 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

高齢者の方へ

歩行中の死亡事故をみると、約6割を高齢者が占めており、高齢歩行者側による信号無視や横断違反が認められるケースが少なくありません。道路を横断する時は、横断歩道を利用することはもちろん、必ず信号を守りましょう。慣れた道でも必ず交通ルールを守り、十分な安全確認をお願いします。

歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも左右の安全確認を確実にし、「ドライバーが自分に気がついていないかもしれない」という意識を持って横断してください。
※近くに車がいる時は、「ドライバーが渡ろうとする自分に気がついていること」を確かめてから横断してください。



重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

反射材を活用しましょう

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身につけ、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

ライトは早めに点灯しましょう

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。

歩行者等に対する保護意識を高めましょう

横断歩道は歩行者優先です。ドライバーの方は、横断歩道を渡ろうとする歩行者等がいる場合には、横断歩道の手前で一時停止をお願いします。

青信号を右折または左折する際は、進行方向にある横断歩道上を渡ろうとする歩行者がいないかを確実に確認し、安全に進行してください。



重点③ 二輪車の交通事故防止

右折時及び車両単独事故が多く発生しています。

ライダーの方は、常に危険を予測しながら速度を控えめにさせていただくとともに、乗車する際はヘルメットのおごひもをしっかりと締めて、万一に備えて胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

重点④ 自転車と特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルール遵守の徹底

自転車利用者の方へ

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車はとても便利な乗り物ですが、乗れば車と同じです。交通ルールとマナーを守り、ヘルメットを着用して交通事故防止に努めましょう。

※11月1日の道路交通法改正により、「ながらスマホ運転」と「酒気帯び運転」に罰則が新設されました。

特定小型原動機付自転車を利用する方へ

飲酒運転は絶対にしてはいけません。16歳未満の方は運転してはいけません。二人乗りをしてはいけません。利用する際は、ヘルメットをかぶり、交通ルールとマナーを守りましょう。



重点⑤ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。

飲酒運転のおそれのある人に対する車両や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

お酒を飲んだら絶対に運転しない・お酒を飲んだ人に絶対運転させないという意識を持ち、みんなで飲酒運転を許さない社会をつくりましょう。



重点⑥ 違法駐車対策の推進

違法駐車は、たった一台でも交通渋滞や交通事故の原因になります。特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にしてはいけません。年末は特に交通量が増えます。出かける前にあらかじめ外出先の駐車場所を確認し、短時間でも路外駐車場やパーキングメーターを利用して、一人ひとりが違法駐車をしないように心がけましょう。

令和6年10月発行 登録番号(6)59
令和6年TOKYO交通安全キャンペーン推進要領
編集発行 東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3124

R260

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。